

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名			提案主体分類コード	n NPO法人
提案の公開の可否	公開	※「非公開部分有り」の場合は、下記に理由を具体的に記入。		
要望事項(事項名)	就労継続支援B型事業所の開設申請の手続きの簡素化		制度の所管・関係省庁	
根拠法令等		プロジェクト名	就労支援の制度促進	
提案分野	3. 保健福祉分野			
求める措置の具体的内容	<p>就労継続支援B型事業所の開設にあたり申請を行っているが、申請書類の煩雑さに困っている。申請の手続きに時間がかかり、想定しているスケジュールでの事業所の開設が困難となっているので、申請に必要な書類を減らす等の手続きの簡素化や、開設に必要な施設の基準を緩和してほしい。</p>			
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>昨今、社会問題となっている「障がい者の就労」「耕作放棄地の増加」「農業人口の減少」「地域社会における相互関係の薄弱化」について危機感を募らせている。このたび本会を立ち上げ、農業を中心とした就労支援事業を行うことによって農地をよみがえらせ、障がい者にとって労働に見合った賃金での雇用を創出し、地域住民との交流や指導を仰ぐことによる地域振興を目指している。現在は、安定した仕事量の確保、ひいては安定した雇用の創出を実現するため、就労継続支援B型事業所の開設申請を行っている。</p> <p>平成29年8月の開設を目指しているが、申請手続きに時間がかかっていることもあり、予定通り開設できるか不明である。申請をスムーズに行えるように手続きの簡素化や、基準を緩和することはできないか。例えば、現在事業計画書に添付する収支計画を月別に作成することが求められているが、農業の性質上収入がない月などもあるので、毎月収支計画の作成が難しい。一年間を通した収支計画とすることはできないか。</p> <p>申請の手続きがスムーズに行えるようになれば、就労支援事業を実施しようとしている団体等の支援となり、障がい者の方々が安心して働く場所を提供しやすくなる。誰もが働きやすい地域づくりにつながると考えているので、是非ご支援いただきたい。</p>			
提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)				
最終回答	<p>就労継続支援B型事業(以下、「B型事業」)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」)第36条に基づく要件を満たす事業所に対して、行政機関がB型事業所として指定することにより、当該B型事業所のサービスを利用する障がい者(以下、「利用者」)が各市町村から毎月支給される給付費及び利用者負担額等を受領し、B型事業収入とすることができます。</p> <p>御提案のうち、月別の収支計画を年別とすることができないかという点について、新規の指定申請の際、月ごとの利用者見込数による給付費等の収入や農業活動収支を事前に計画することによって、安定した経営を見込むよう指導させていただいたところです。</p> <p>なお、B型事業所の指定を受けるためには、厚生労働省令に基づき制定した本県の条例により、利用者が安全にサービスを受け、適切な就労訓練ができるよう、職員の資格・責務や必要職員数、障がい者の特性に応じ安定した就労を行うために必要な設備及び運営について遵守すべき基準を定め、基準が確保されるかを確認するために、各種書類の提出や聞き取り、現地確認など、一定の審査期間が必要ですので、御理解ください。</p> <p>なお、障がい者に対する生産活動の提供については、B型事業所のほか、障害者総合支援法第5条第26項の規定に基づく地域活動支援センターとして実施が可能であり、こちらは基準が緩和されております。地域活動支援センターは、給付費のかわりに一定の要件を満たすことにより、市町村の地域活動支援センター事業として補助等が受けられる場合がありますので、この制度については各市町へお問い合わせください。</p>			
対応区分	A-3(現行制度で対応)			